

中央区役所 温室効果ガス排出抑制実行計画 (第6次)

令和6(2024)年度～令和12(2030)年度



令和6(2024)年3月

中央区

目次

1. 計画の目的	1
(1) 国際社会の動向.....	1
(2) 国の動向.....	1
(3) 区の動向と計画の目的.....	1
2. 計画の期間	3
3. 計画の対象範囲	3
4. 計画の削減対象となる温室効果ガス	3
5. 温室効果ガス排出量等の推移	4
(1) 温室効果ガス排出量の推移.....	4
(2) エネルギー使用量の推移.....	5
6. 温室効果ガス排出量の削減目標	6
(1) 温室効果ガス排出量の削減目標.....	6
(2) 削減目標の内訳.....	7
7. 計画の取組内容	9
(1) 再生可能エネルギー設備の導入.....	10
(2) 再エネ電力の調達.....	10
(3) 公共施設のZEB化の推進.....	10
(4) 環境価値のクレジット化.....	10
(5) エコオフィス活動の推進.....	11
(6) 設備等の適正管理.....	16
(7) 施設改修・設備更新.....	20
(8) 木材利用の推進.....	23
8. 計画の推進と点検・評価	24
(1) PDCAサイクルによる推進.....	24
(2) 点検・評価.....	25
(3) 推進体制.....	26
9. 資料	28
(1) 温室効果ガス排出量.....	28
(2) エネルギー使用量.....	31
(3) 温室効果ガス削減量の推計根拠.....	35
(4) 再生可能エネルギーの活用状況.....	39
(5) 用語解説.....	41

1. 計画の目的

(1) 国際社会の動向

2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとして、平成27(2015)年に「パリ協定」が採択され、産業革命前と比較し世界の平均気温上昇を2℃より十分下方に保つとともに1.5℃に抑える努力をするという世界共通の長期目標に向けて、先進国だけではなくすべての国が協調して地球温暖化対策に取り組むことが期待されています。

また、令和3(2021)年開催の「気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)」で採択されたグラスゴー気候合意には、「1.5℃に抑える努力を追求することを決意する」と明記され、「1.5℃」が事実上の共通目標となりました。

しかし、令和5(2023)年にIPCCより公表された統合報告書では、短期のうちに1.5℃に達する厳しい見通しを示すとともに、「この10年間に行う選択や実施する政策は、現在から数千年先まで影響を持つ」とも記載されており、今すぐに、できる限りの気候変動対策を講じる必要性を訴えています。

(2) 国の動向

我が国では、令和3(2021)年2月に閣議決定した「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部を改正する法律案において、「パリ協定」及び2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念を新設し、令和32(2050)年までのカーボンニュートラル実現を法律に明記することで、長期的な方向性を位置付け、より確信をもった脱炭素化の取組の加速を目指しています。

また、「パリ協定」を踏まえ、令和3(2021)年10月に5年ぶりとなる「地球温暖化対策計画」の改定を行いました。新たな「地球温暖化対策計画」では、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの達成という長期目標を掲げています。さらに、中期目標として、温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度において基準年度である平成25(2013)年度比46%削減を目指すことを位置付けるとともに、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける姿勢を示しました。

(3) 区の動向と計画の目的

区においては、令和5(2023)年3月に「中央区環境行動計画2023」を策定し、区内全域の温室効果ガス排出量の削減目標を基準年度である平成25(2013)年度比の50%削減と決めました。日常の暮らしや事業活動における省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの活用など、これまで以上に区民・事業者・区が連携し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

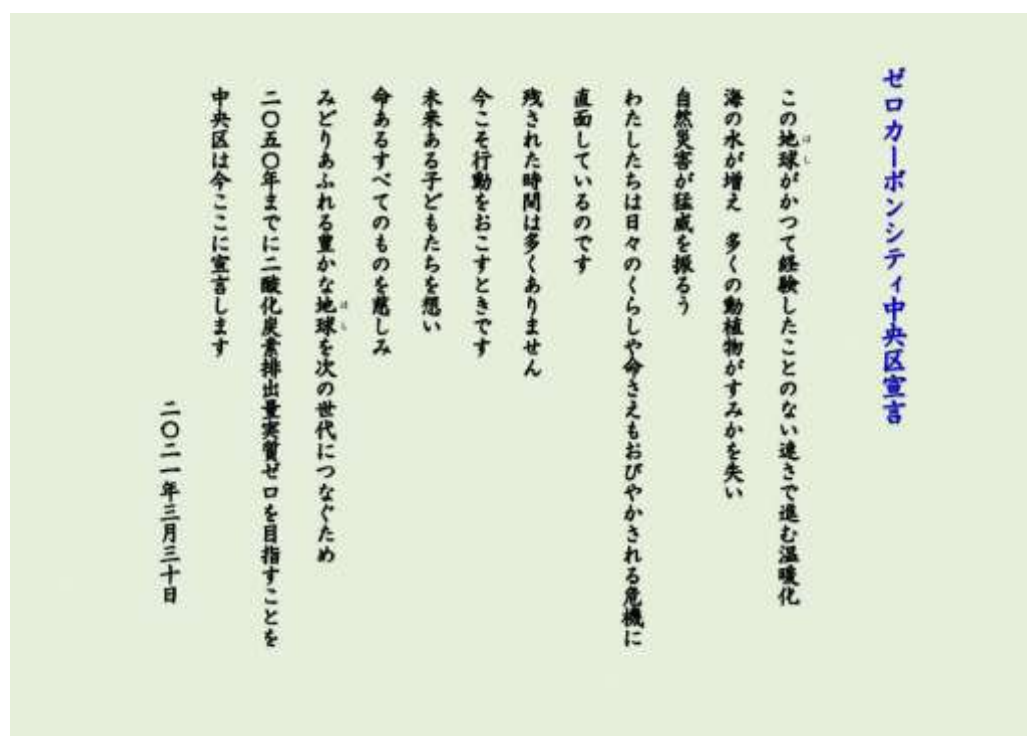
区政運営にあたっては、区自らが率先して地球温暖化対策を実行して区民・事業者の模範となり、目標の達成をけん引することが求められます。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく、区の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する「実行計画」であり、令和3（2021）年3月に改定した「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」（第5次計画）を改めたものです。

本計画に基づき、電力や都市ガス等の使用量削減によりエネルギー使用量の抑制を図るとともに、再生可能エネルギーの積極的な導入・調達を推進します。

コラム「ゼロカーボンシティ中央区宣言」

中央区では令和3（2021）年3月に、令和32（2050）年までに二酸化炭素（CO₂）排出量実質ゼロを目指すことを宣言しました。



図表1 ゼロカーボンシティ中央区宣言

【ゼロカーボンシティ中央区宣言のロゴマーク】

各主体が一丸となってゼロカーボンシティ中央区宣言に掲げる「二酸化炭素排出量実質ゼロ」を達成するため、目標の共有及び脱炭素に対する意識の向上を図ることを目的として作成しました。

デザインイメージ

- ・アラビア数字「0」を使うことで目標を視覚的に認知
- ・「0」を掛け合わせた中心部分が区のシンボルマークのシルエット



2. 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7カ年とします。

3. 計画の対象範囲

本計画は、区のすべての組織及び施設における事務事業（民間事業者への委託等を含む）を対象とします。さらに、公用車及び^{*}場所貸し民営施設を対象として追加します。

なお、今後新たに整備する施設についても計画の対象とし、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいきます。

^{*}区が所有する施設等のうち、民間事業者に貸し出しているもの

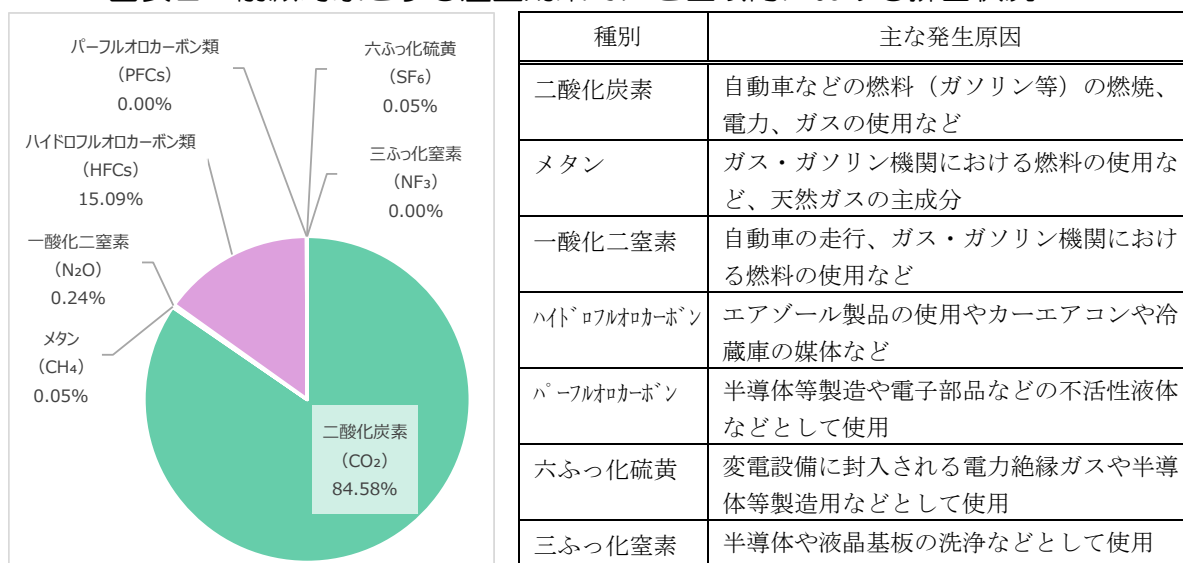
4. 計画の削減対象となる温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項で指定する7物質を対象とします。

ただし、この7物質のうち、中央区の区域内において排出される主な温室効果ガスとしては、令和2（2020）年度時点で、電力や都市ガスの使用をはじめとする燃料の燃焼や、自動車走行等に伴い発生する二酸化炭素（CO₂）が大部分を占めていることから、算定対象は二酸化炭素（CO₂）のみとします。（図表2参照）

なお、二酸化炭素（CO₂）以外の6ガスについては、国の動向を考慮しながら順次対象とすることを検討します。

図表2 削減対象とする温室効果ガスと区域内における排出状況^{*}



^{*}出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」、特別区の温室効果ガス排出量（抄）（1990 年度～2020 年度），2023 年 3 月

5. 温室効果ガス排出量等の推移

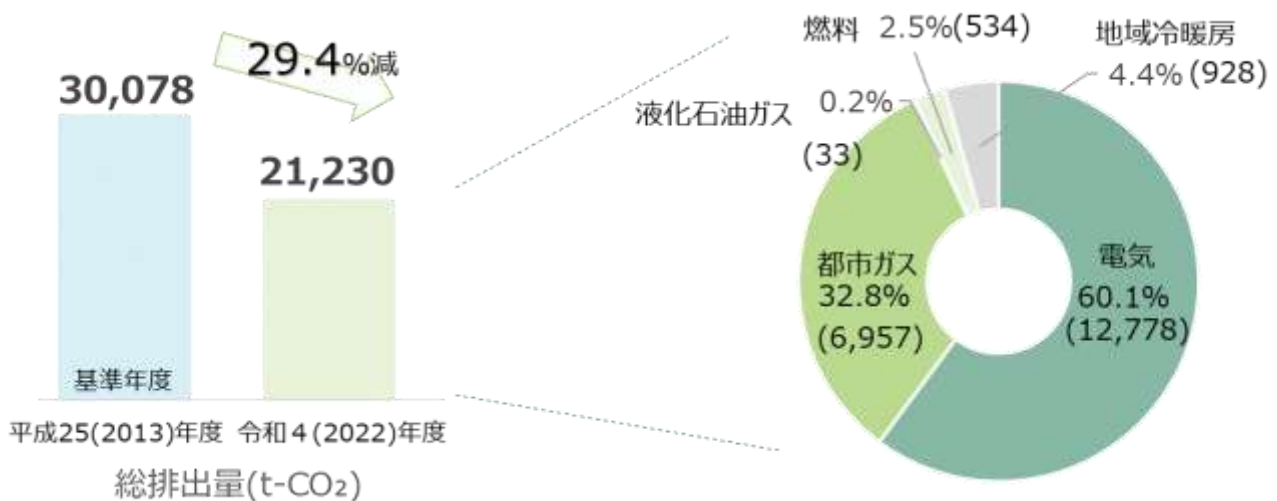
第5次計画では、区の事務事業に関わる温室効果ガス排出量を令和7（2025）年度までに、基準年度（平成25（2013）年度）と比較して28%削減することを目標としました。

計画の推進に当たり、省エネルギー活動及びエネルギー管理に重点をおいた区独自の中央区環境マネジメントシステム（平成23（2011）年10月構築。以下「中央区EMS」という。詳細 P.24）及び中央区施設管理マニュアル（平成27（2015）年4月策定。以下「管理マニュアル」という。）に基づき、区の全施設を対象に設備改修及び運用改善によるエネルギー消費削減を進めるとともに、低炭素・再エネ電力の調達を実施してきました。

（1）温室効果ガス排出量の推移

区の事務事業における温室効果ガス排出量は、基準年度（平成25（2013）年度）比で令和4（2022）年度において、計画期間中ではありますが、目標値（28%削減）を上回る29.4%の削減を達成しました。（図表3参照）

図表3 温室効果ガス排出量



※施設・設備の利用に伴い発生する温室効果ガス排出量

※場所貸し民営施設は「地球温暖化対策計画」において、協力要請の対象と示されていることから、エネルギー使用に関する情報収集を踏まえて、評価対象へ追加

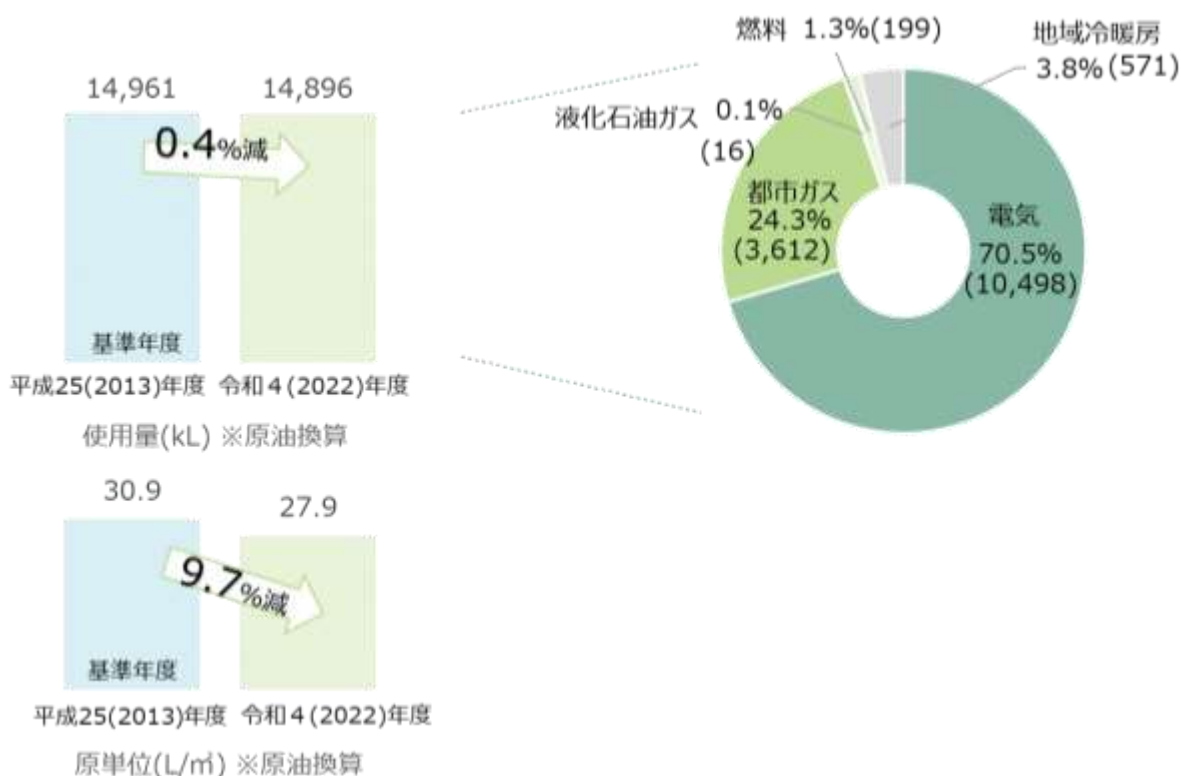
(2) エネルギー使用量の推移

区の事務事業におけるエネルギー使用量は、令和4（2022）年度において基準年度（平成25（2013）年度）比0.4%削減しました。

エネルギー使用量の原単位※（原油換算）について、区施設の延床面積1㎡当たりの使用量は、令和4（2022）年度において基準年度（平成25（2013）年度）比9.7%の削減でした。（図表4参照）

※区施設の延床面積1㎡当たりのエネルギー使用量

図表4 エネルギー使用量と原単位



※施設・設備利用におけるエネルギー使用量

※場所貸し民営施設は「地球温暖化対策計画」において、協力要請の対象と示されていることから、エネルギー使用に関する情報収集を踏まえて、評価対象へ追加

図表5 本計画で削減対象とするエネルギー

種別	施設・設備利用	自動車利用
電力	●	●
都市ガス	●	●
液化石油ガス (LPG)	●	
ガソリン	●	●
灯油	●	
軽油	●	●
A重油	●	
地域冷暖房エネルギー	●	
水素		●

6. 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

① 考え方

令和3（2021）年10月に改定された国の「地球温暖化対策計画」では、区の事務事業が該当する業務その他部門における温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度において、基準年度（平成25（2013）年度）比51%削減することを目標として設定しています。また、東京都においても都施設のカーボンハーフの達成を掲げています。

これらを踏まえつつ、本計画ではさらなる高みを目指して、温室効果ガス排出量の削減目標を、令和12（2030）年度において基準年度（平成25（2013）年度）比55%削減とします。（図表6参照）

なお、区施設の規模拡大や施設利用の充実といった傾向が継続すると想定し、職員一人ひとりが取り組む省エネルギー活動の成果が反映されるように、エネルギー使用量及び原単位についても算出し、進捗評価を行うこととします。

② 削減目標

- ・削減目標： 温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度までに基準年度比で55%削減（図表6参照）
- ・基準年度： 平成25（2013）年度

図表6 温室効果ガス排出量の削減目標

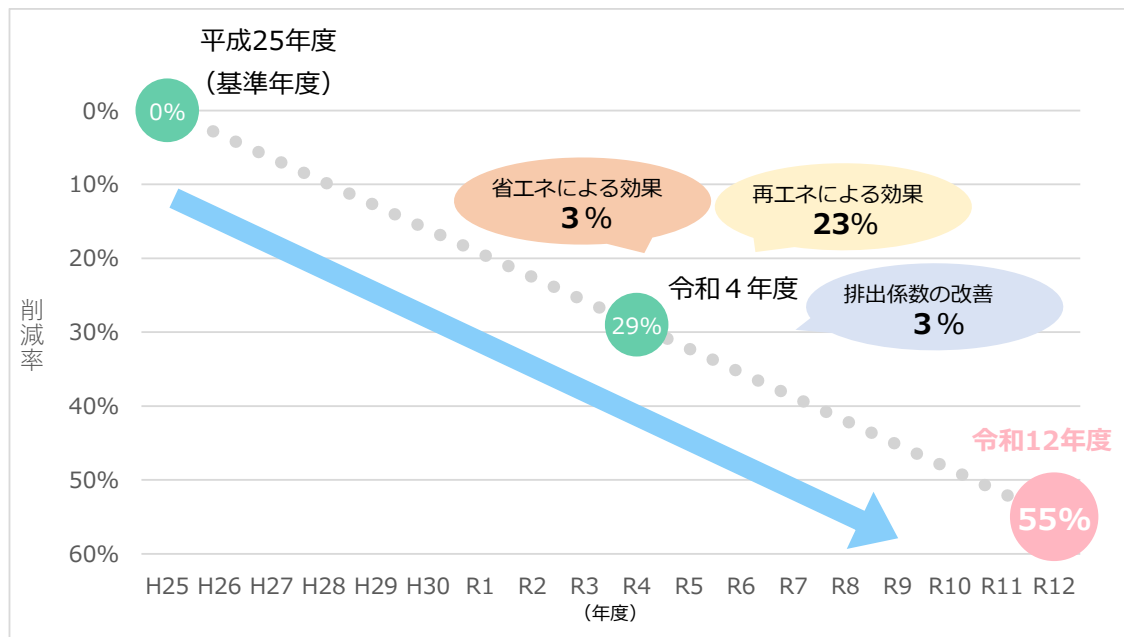
基準年度 平成25（2013）年度 実績（t-CO ₂ ）	目標年度 令和12（2030）年度の目標値	
	排出量 （t-CO ₂ ）	削減率 （%）
30,648	13,800	55

※基準年度の実績値及び目標年度の削減率は小数点以下を四捨五入、目標年度の排出量は十の位以下を四捨五入

※平成25（2013）年度実績として新たに排出量の削減対象となる公用車の実績を追加し、これを基に目標値を設定

※詳細な計算方法は資料編参照

図表7 本計画における温室効果ガスの削減率



※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

(2) 削減目標の内訳

1) 省エネルギー活動による削減

① 考え方

中央区EMSを通じて、電力、都市ガス、燃料等のエネルギー使用量の削減を推進することにより温室効果ガス排出量の削減を目指します。

② 削減目標に対する内訳

- ・削減量： 令和12(2030)年度までに基準年度比で温室効果ガス排出量を9%削減(図表8参照)
- ・基準年度： 平成25(2013)年度

図表8 省エネルギー活動による温室効果ガス削減量(目標内訳)

基準年度 平成25(2013)年度	目標年度 令和12(2030)年度	
実績 (t-CO ₂)	基準年度比	
	削減量 (t-CO ₂)	削減率 (%)
30,648	2,610	9

※基準年度の実績値及び目標年度の削減率は小数点以下を四捨五入、目標年度の削減量は一の位以下を四捨五入

※平成25(2013)年度実績として新たに排出量の削減対象となる公用車の実績を追加

※詳細な計算方法は資料編参照

2) 再生可能エネルギーの導入及び調達による削減

① 考え方

今後新たに整備する施設をはじめ、区施設における太陽光発電等の設備の導入及び再エネ電力の調達による再生可能エネルギーの利用拡大を通じて再生可能エネルギーの導入及びこれに伴う温室効果ガス排出削減を目指します。

② 削減目標に対する内訳

- ・導入目標： 再生可能エネルギーの導入・調達を令和 12（2030）年度までに約 18,000kW 追加導入（図表 9 参照）
- ・削減量： 温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度までに基準年度比で 46%削減相当
- ・基準年度： 平成 25（2013）年度

図表 9 再生可能エネルギーの導入・調達による温室効果ガス削減量（目標内訳）

基準年度 平成 25（2013）年度	目標年度 令和 12（2030）年度		
	再生可能エネルギー - 導入・調達目標 (kW)	基準年度比	
実績 (t-CO ₂)		削減量 (t-CO ₂)	削減率 (%)
30,648	17,960	14,220	46

※基準年度の実績値及び目標年度の削減率は小数点以下を四捨五入、目標年度の再生可能エネルギー導入・調達目標及び削減量は一の位以下を四捨五入

※平成 25（2013）年度実績として新たに排出量の削減対象となる公用車の実績を追加

※詳細な計算方法は資料編参照

7. 計画の取組内容

区の事務事業から発生する温室効果ガスの排出量削減に係る目標を達成するため、環境配慮の取組を体系化した中央区EMSを活用するとともに、省エネルギー型の施設整備を進め、ソフト及びハードの両面から環境負荷の低減に向けた取組を推進していきます。

具体的には、電力及び燃料使用量の削減や庁有車のガソリン等の使用量の削減、ごみの発生抑制などの日常的なエコオフィス活動を推進するとともに、設備等の適正管理を推進し、設備更新においては省エネルギー型の機器導入を進めます。

また、施設においては、基本計画に基づき新たに建設する区有施設のZEB化を推進することにより、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

さらに、電力の二酸化炭素(CO₂)排出係数の低減を図るため、再生可能エネルギー設備を積極的に導入するとともに、再エネ電力プランへの切り替えを順次行い、再エネ電力の調達を推進します。

各課及び各施設においては、当該課又は施設の事業特性・組織特性に応じ、「環境配慮活動プログラム」の目標を設定し、取組を実施していきます。そのため、ここでは、個々の活動による温室効果ガスの削減効果等を可能な限り数値で示すことにより、実効性の向上を図るものとします。

図表 10 計画の取組内容（概要）

取組内容
(1) 再生可能エネルギー設備の導入
(2) 再エネ電力の調達 ① 福島県大熊町との都市間連携による再エネ電力の調達 ② 再エネ電力の市場からの調達
(3) 公共施設のZEB化の推進
(4) 環境価値のクレジット化
(5) エコオフィス活動の推進
(6) 設備等の適正管理
(7) 施設改修・設備更新
(8) 木材利用の推進

(1) 再生可能エネルギー設備の導入

令和 12 (2030) 年において温室効果ガス排出量を基準年度比 55%削減とするためには、省エネルギー活動に加えて再生可能エネルギーの活用が必要不可欠です。

活用可能な区有地及び新設する公共施設については、太陽光発電設備の導入を検討します。また、施設の建築年数や建物構造、周辺環境等を踏まえ、既存施設についても太陽光発電設備の導入を検討します。

(2) 再エネ電力の調達

① 福島県大熊町との都市間連携による再エネ電力の調達

協定を締結した福島県大熊町をはじめとする太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入ポテンシャルが高い他都市と広域連携を行い、区外で発電された再エネ電力について公共施設への供給を実現します。

② 再エネ電力の市場からの調達

電力の自由化により一般電気事業者に加えて小売電気事業者（新電力）が市場へ参入し、様々な料金メニューやサービスが提供されており、その中で再生可能エネルギー電力等の二酸化炭素（CO₂）の排出係数がゼロの電力プランを選択できるようになりました。

本区においても一部の施設において、二酸化炭素（CO₂）排出係数の低い電力の調達を実施しています。今後もさらに、電力リバースオークションサービスを活用する等、再エネ電力の調達を進め、温室効果ガス排出量の削減を推進します。

(3) 公共施設のZEB化の推進

平成 30 (2018) 年度に策定された「第5次エネルギー基本計画」において、令和 2 (2020) 年までに国を含めた新築公共建築物等でZEB化を実現することを目指すとされました。

今後新設する公共施設については、「中央区基本計画 2023」に基づき積極的にZEB化を推進します。

(4) 環境価値のクレジット化

省エネルギー機器の導入等により得られた二酸化炭素（CO₂）排出削減量について、国の認証制度を活用しJクレジットの創出に取り組みます。

創出したJクレジットは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス算定排出量の報告時に活用するほか、区イベント事業から排出される二酸化炭素（CO₂）排出量をカーボンオフセットに活用していきます。

(5) エコオフィス活動の推進

温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて事務事業における省エネルギー活動によるエネルギー消費量の低減が大前提となります。そのため、エコオフィス活動を通じた省エネルギー・省資源の取組が重要です。

管理マニュアルや中央区EMS運用手順書を基に、空室・不在時等のこまめな消灯や冷暖房温度の適正な設定、ごみの排出抑制など、職員一人ひとりが日々できることを確実に実施していきます。

●電力及び燃料使用量の削減

取組内容	年間削減効果※ (kg-CO ₂)
【A01】空室・不在時等のこまめな消灯 ・点灯及び消灯の基準を作成し、周知することで、空室・不在等、不要時の消灯をこまめに実施する。	26
【算定条件】蛍光灯 8 台セットのスイッチ(事務所 50 m ²)で、1 日 30 分の消し忘れを防止した場合	
【A02】照明スイッチに点灯範囲を表示 ・執務室の点灯範囲が分割できる場合、点灯範囲の現状を把握し、使用者が認識できるようスイッチに当該点灯範囲を表示する。	26
【算定条件】蛍光灯 8 台セットのスイッチ(事務所 50 m ²)で、1 日 30 分の消し忘れを防止した場合	
【A03】昼休み時の消灯の実施 ・事務所等の運用形態を考慮し、昼休み消灯(一部又は全部)を実施する。	105
【算定条件】事務所 100 m ² で、昼休み 1 時間消灯した場合	
【A04】トイレのこまめな消灯の実施 ・点灯及び消灯の基準を作成し、周知することで、不要時のトイレの消灯をこまめに実践する(※人感センサが設置されている場合は、特に対策は必要なし)。	13
【算定条件】トイレ 1 箇所(蛍光灯4台セット)で、1 日 30 分の消し忘れを防止した場合	
【A05】使用しない時の温水洗浄便器のふたを閉める ・温水洗浄便器のふたを開けたままにすると、便座から放熱し、エネルギーを消費するので、使用しない時はふたを閉める。	38
【算定条件】温度設定「中」で使用した場合	
【A06】適正な冷暖房温度の設定 ・冷暖房温度を適正に設定する(一般的な事務室では、夏 28℃、冬 20℃の設定)。	196
【算定条件】事務室 100 m ² の冷房時の温度設定を 1℃高めに設定した場合	

取組内容	年間削減効果※ (kg-CO ₂)
【A07】空調機スイッチに空調範囲を表示 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・空調の運転範囲が分かれている場合、使用者が認識するよう室内機スイッチに運転範囲を表示する。 </div>	39
【算定条件】 事務所 100 m ² (室外機 5kW)で、消し忘れ防止により 1 日 30 分空調時間を短縮した場合	
【A08】温度計等による室温の把握と調整 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・温度計等を活用して執務室内温度条件を把握し、風量、冷暖房温度及び湿度を適正な値に設定する。 </div>	196
【算定条件】 事務室 100 m ² の冷房時の温度設定を 1℃高めに設定した場合	
【A09】空室・不在時等の空調停止 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・空室、不在時等のこまめな空調停止など室内機スイッチ操作の基準を作成し、空室、不在時等の不要時の空調停止をこまめに実施する。 </div>	39
【算定条件】 事務室 100 m ² で、空調の停止のルール化で 1%の電力を削減した場合	
【A10】空調開始前の窓開放等による換気 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・外気温度が低い朝方(空調時間外)に、建物躯体や居室に蓄積された熱を、窓開放等による換気で冷却することで、冷房立ち上がり時の冷房負荷を軽減することが可能。窓開放のルールを決め、周知することで適切な換気を実践する。 </div>	-
【A11】余熱利用による早めの空調停止 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・終業時刻より早めの空調停止など室内機スイッチ操作の基準を作成する。 </div>	29
【算定条件】 事務所 100 m ² (室外機 5kW)で、余熱利用により春・秋に 1 日 30 分空調時間を短縮した場合	
【A12】全熱交換器の適正使用 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・全熱交換器の役割を理解し、適正な利用を行うことで、省エネルギー化を図る。 ・冷暖房時には「全熱交換モード」とし、中間期の冷暖房を行わない時期に換気を行う場合は「普通換気モード」とする。 </div>	-
【A13】事務用機器を省エネモードに設定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・コピー機、プリンター、ファックス等に省エネモードの設定がある場合は、当該設定を実施する。 </div>	33
【算定条件】 プリンター1 台を 1 日 4 時間実施する場合	
【A14】事務用機器を業務終了時に停止 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・コピー機及びプリンターについて、業務終了時に速やかに停止する。 </div>	16
【算定条件】 コピー機 1 台を業務終了後停止で 1 日 16 時間短縮した場合	

取組内容	年間削減効果※ (kg-CO ₂)
<p>【A15】事務用機器の台数見直し・集約化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器類の設置状況によっては、使用頻度に偏りが生じ、作業効率が悪くなり、単機能の事務機器を複数使用するよりも、複合機を設置した方が、消費エネルギーが少ないため、現状を把握し、事務用機器類の配置の適正化を行う。 	74
【算定条件】待機電力 90W のプリンター2 台を配置と台数見直しにより 1 台に減らした場合	
<p>【A16】ピーク電力抑制のための機器使用時間のシフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理室や福祉施設等、消費電力の大きい機器を利用する施設では、同時使用を回避したり、ピーク時間帯を回避したりすることで、ピーク電力を抑える。 	-
<p>【A17】離席時のパソコンのシャットダウン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人用のパソコンは、会議や出張等の離席時には、電力消費の削減のため電源を切ることを徹底する(パソコンを使用していないときにも少しずつエネルギーを消費している。こまめに停止することで省エネルギーを図ることができる)。 	37.9
【算定条件】ノートパソコン 10 台を1日3時間省エネモードを実施した場合	
<p>【A18】2 アップ 3 ダウンの奨励</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上り 2 階、下り 3 階程度の移動の際は、原則階段を使用し、エレベータを使用しない。 	17,300
【算定条件】13 人乗りエレベータ 5 台について、出退庁時と昼休み以外の時間帯にエレベータを2台停止した場合	
<p>【A19】ガス使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス器具をこまめに消す。 ・湯沸器は、種火の状態にしない。 	19.7
【算定条件】給湯器の設定温度を 40℃から 38℃に下げ、65L の水道水(水温 20℃)を使い、2 回/日手洗いした場合(使用期間:冷房期間を除く 253 日)	
<p>【A20】共用部照明のフロアごとの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間に応じて、フロアごとの点灯及び消灯を実施すること。 	99
【算定条件】廊下に蛍光灯 10 台のあるフロアで 1 日 4 時間の点灯短縮ができる場合	
<p>【A21】利用状況に応じた空調の設定変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の多寡が生じる時間帯に応じた、空調のこまめな運転管理を実施すること。 	196
【算定条件】事務室 100 m ² の冷房時の温度設定を 1℃高めに設定した場合	

※年間削減効果は参照資料に基づく数値となります

●自動車のガソリン燃料等の使用量の削減

取組内容
<p>【B01】急発進の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発進時は、ゆっくりと加速させる(最初の 5 秒で、時速 20km 程度が目安です)。
<p>【B02】急加速・急減速の少ない運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行中はできるだけ一定速度を保つ。無駄な加速・減速をすると市街地では 2%程度燃費が悪化します。
<p>【B03】早めのアクセルオフ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・停止前は早めにアクセルを放し、惰性走行とブレーキで停止位置を調整する(エンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します)。
<p>【B04】駐停車時のアイドリング・ストップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンジンをかけたら、アイドリングを避け、速やかに出発する(暖機運転不要)。
<p>【B05】適正なルート選択による走行距離の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ走行距離が短くなるルートを選択する。
<p>【B06】自動車の利用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷物のない場合などは、公共交通機関を利用する。 ・毎週水曜日は庁有車の使用を控える。 ・コミュニティサイクルを利用する。
<p>【B07】低公害・低燃費車の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車を調達するときは、「庁有車における環境配慮マニュアル」により、環境課への協議を行う。
<p>【B08】自動車の適正利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相乗りに努めるなど、効率的に利用する。 ・トランクや室内をチェックして、不用な荷物は降ろしておく。 ・タイヤ空気圧調整やエンジンオイル、オイルフィルタ交換など、車両整備を励行する。 ・運転記録簿に適正運転欄を設け、適正運転を徹底する。 ・継続的に燃費を把握し、職員間でデータを共有する。
<p>【B09】カーエアコン(A/C)の利用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一年中エアコンを入れっぱなしにしない。車のエアコン(A/C)は車内を冷却・除湿する機能であるため、暖房のみ必要な時は必要最小限でエアコンスイッチを ON にする。 <p>【夏季における特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 日陰への駐車や日除けの使用等により、できるだけ車内が暑くならないよう工夫する。 ※ 運転開始時は、一旦窓を開けて車内の熱気を逃した後で、エアコンを使用する。

●ごみの発生抑制

取組内容
【C01】ごみの発生抑制 <ul style="list-style-type: none">・簡易包装や廃棄時に分別が容易な製品など、環境に配慮した製品の購入に努める。・エコバックを持参し、弁当購入時などにできる限り不要な袋をもらわないようにする。
【C02】ごみの分別徹底 <ul style="list-style-type: none">・事業系廃棄物の分別は各庁舎・施設のルールに従う(家庭系廃棄物の分別とは異なる)。・庁舎管理担当課は、庁内清掃委託業者からの報告をもとに、ごみの分別状況を把握し、分別が不十分な所属に対して、徹底を促す。
【C03】リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none">・ビン、缶、ペットボトル、廃プラスチック等の分別・資源化を徹底する。
【C04】再生利用できないものの適正処理 <ul style="list-style-type: none">・適正な処理業者に委託するとともに、マニフェストにより適正処理を確認する。・各課において、買い替え時に納入業者に引き取らせる場合なども適正処理を確認する。

(6) 設備等の適正管理

設備管理者による、既設の設備等の適正な運用及び管理推進を通じて、エネルギー使用量の削減を図ります。特に比較的規模が大きく、中央監視設備が整備されている施設においては、「中央区施設管理マニュアル」に基づく中央監視設備での制御や設備の運転方法の調整といった、運用改善を行うことで、さらなる省エネルギー化を図ります。

取組内容	年間削減効果※ (kg-CO ₂)
【D01】適切な照度の設定 <ul style="list-style-type: none"> 照度計を使って測定し、適切な照度よりも大きすぎる場合は、照明の間引きやワット数を下げることによって省エネルギー化を図る。 	210
【算定条件】事務室 100 m ² で、適切な照度とすることで蛍光灯を 1/4 間引きした場合	
【D02】採光を利用した消灯の実施 <ul style="list-style-type: none"> 採光を利用できる場所において、採光のある時間帯は積極的に採光を利用し、消灯を実施する。 	210
【算定条件】蛍光灯 8 台セットの区画(事務所50m ²)で 1 日 4 時間の消灯を実施した場合	
【D03】エレベータの待機電力削減 (運転台数制限) <ul style="list-style-type: none"> 夜間や休日等、施設利用時間外にエレベータの運転台数を制限することで、待機電力を削減する。 	205
【算定条件】13 人乗りエレベータ 1 台を 1 日 10 時間停止した場合	
【D04】便座ヒーター等温度の季節設定の実施 <ul style="list-style-type: none"> トイレの便座ヒーターの設定温度を把握し、季節に応じた設定温度の変更を実施する。 	38
【算定条件】便座ヒーター 2 台に春・秋の温度設定を「高」から「低」に設定し直した場合	
【D05】自動販売機の休日・夜間照明停止 <ul style="list-style-type: none"> 自動販売機の照明については、利用がない時間帯にはタイマー設定等による消灯を実施する。 	214
【算定条件】自動販売機 1 台で 1 日 10 時間の消灯を実施した場合	
【D06】自動販売機の不要時の停止 <ul style="list-style-type: none"> 夜間や休日等自動販売機の利用者がなく、自動販売機の運転を停止することが可能な場合には、タイマー等を利用し自動販売機の運転停止を実施する。 	875
【算定条件】自動販売機 1 台 (490W)の電源をタイマーによって 1 日 10 時間 OFF にした場合	
【D07】外灯等の点灯時間の季節別管理 <ul style="list-style-type: none"> 屋外照明(屋外灯・駐車場灯・看板灯)は、明るさによる自動点滅器、タイマー等による季節に応じた点灯時間の管理を実施する。 	214
【算定条件】150W の水銀灯 4 台の外灯の点灯時間を平均 2 時間短縮した場合	

取組内容	年間削減効果※ (kg-CO ₂)
【D08】エアカーテンの不要時の停止 ・エアカーテンの運転・停止の基準を作成し、不要時の停止を実践することで、省エネルギー化を図る。	293
【算定条件】通年で使用していたエアカーテン 1 台を、中間期に停止した場合	
【D09】季節に応じた給湯温度設定の見直し ・季節に応じた給湯設定温度の見直しを実施する。	6
【算定条件】1 日に 100 リットルのお湯を使用する施設で夏期の設定温度を 2℃緩和した場合	
【D10】中央監視データの有効活用 ・中央監視装置に蓄積された計測データを分析し、無駄なエネルギーが消費されていないか確認する。	—
【D11】電力デマンド制御 ・デマンドコントローラにより消費電力を監視し、抑制することにより、契約電力の低減を図る。	—
【D12】冷温水出口温度設定値の変更 ・熱源機器（冷凍機、冷温水発生機、ボイラ等）を可能な限り効率的に運転することによって、省エネルギー化を図る。	8,900
【算定条件】延床面積 12,000m ² の事務所ビルで冷温水出口温度の調節をした場合	
【D13】冷温水量の変更（過剰流量の抑制） ・低負荷時に冷温水流量が過剰と判断される場合は、流量を絞り省エネルギー化を図る。	—
【D14】冷却水温度設定値の変更 ・冷却水温度を下げることで冷凍機の効率を高めて省エネルギー化を図る。	11,300
【算定条件】冷却水温度を 1℃下げたことにより、ガス焚冷温水発生機の冷凍能力が約 3%向上すると仮定	
【D15】熱源機器運転方法の調整（台数制御） ・熱源機器は低負荷運転時に、効率が低下する傾向があるため、台数制御を適正に行うことで、熱源機器の運転効率を高め省エネルギー化を図る。	6,326
【算定条件】11kW のコンプレッサを 2 台運転から 1 台運転に変更した場合	
【D16】燃焼設備空気比の調整 ・燃焼設備の空気比を適正に調整することで、燃焼設備の効率を高め、省エネルギー化を図る。	10,098
【算定条件】ボイラの空気比を 1.6 から 1.2 に調整し、燃料使用量を 4.5%削減した場合	
【D17】予熱・予冷時の外気導入の停止 ・朝、空調を稼働させる際の予熱・予冷時間に外気を取り入れると、設定温度になるまでに余計な時間がかかるため、予熱・予冷時は外気導入をストップして、暖機運転の時間を短くする。	469
【算定条件】予冷・予熱時の外気導入を停止し空調エネルギーを 1.2%削減した場合 (空調に年間 80,000kWh の電力を使用している事務所)	

取組内容	年間削減効果※ (kg-CO ₂)
【D18】外気冷房の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房時は、一般的に外気量を必要最小限にするが、中間期等、冷房時に外気温度が室温より低い場合は、積極的に外気を導入して冷熱源機器を稼働せずに室内の熱を排出する。 【算定条件】 外気冷房を行い消費電力を15%削減した場合 (空調に年間80,000kWhの電力を使用している事務所)	5,868
【D19】屋内駐車場換気の不要時間の停止 <ul style="list-style-type: none"> ・屋内駐車場の換気時間を把握し、換気の不要時間帯における換気設備の停止を実施する 【算定条件】 5.5kWの換気ファン2台を1日60分の時間短縮した場合	1,963
【D20】電気室換気の適正運転 <ul style="list-style-type: none"> ・電気室の過剰な換気は冷暖房負荷の増大につながるため、適正な換気を実践する。 	—
【D21】温水プール運転時間の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・プール水温の昇降特性を把握することで、利用時間までの必要加温時間を算出し、温水循環ポンプの運転時間を削減する。 	—
【D22】給湯設定と使用場所の温度差把握 <ul style="list-style-type: none"> ・配管からの放熱を把握し、熱損失低減の対策につなげる。 	—
【D23】ランプ等の定期的な清掃・交換 <ul style="list-style-type: none"> ・照明設備は時間の経過に従って明るさ(照度)が低下していくため、ランプ等の反射板を定期的に清掃し、明るさを確保することにより、不要照明の消灯などを図る。 【算定条件】 事務所100㎡で、定期的な清掃の実施で照明の照度が維持されて間引きが可能となった場合	95
【D24】空調フィルターの清掃・点検 <ul style="list-style-type: none"> ・空調機器については、効率を良好な状態に維持するため、フィルターの清掃等、定期的に保守及び点検を実施する。 【算定条件】 事務所100㎡で、空調フィルターを定期的に清掃・点検し能力の低下を防いだ場合	9
【D25】換気フィルターの清掃・点検 <ul style="list-style-type: none"> ・換気フィルターに粉塵がたまると、風通しが悪くなり、排気のためのエネルギー使用量が増加するため、こまめな清掃など、定期的に保守及び点検を実施し、フィルター目詰まりによる圧力損失による効率低下を防ぐ。 【算定条件】 3.7kWのファンのフィルターを定期的に清掃・点検し能力の低下を防いだ場合	793
【D26】熱源機器等の定期点検の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・セントラル熱源等でのエネルギーの消費は、全体の40%を占められているため、定期的に保守点検を行い、その能力・効率低下の有無を確認し、エネルギー損失の防止に努める。 【算定条件】 吸収式冷凍機の点検を行い効率の低下を防いだ場合 (年間ガスを26,000m ³ 使用している施設)	2,334

取組内容	年間削減効果※ (kg-CO ₂)
【D27】ボイラ等の定期点検の実施 ・給湯設備については、熱源の効率維持のため、ボイラ等の定期的な保守及び点検を実施する。 【算定条件】 ボイラの定期点検により効率低下を防いだ場合(ガス使用量 1,000m ³ 当たり)	279
【D28】季節に応じた外気導入量の適正化 ・空調負荷の低減を図るため、夏季及び冬季時の外気導入量の制御、中間期(春季及び秋季)の全熱交換器の運転停止等を実施する。 【算定条件】 室内二酸化炭素(CO ₂)濃度 700ppm を 1000ppm にする場合	
【D29】ストレーナの清掃 ・配管での圧力損失を防ぐため、ポンプのストレーナの清掃を定期的実施する。 【算定条件】 定期的な清掃で 5.5kW のポンプのストレーナつまりを防止した場合	339

※年間削減効果は参照資料に基づく数値となります

(7) 施設改修・設備更新

施設改修や設備更新の際には、環境配慮型設備機器等を導入することで、エネルギー使用量の削減を図ります。「中央区公共施設等総合管理方針 2022」に基づき、施設の現状把握や維持管理方針、財政負担の軽減・平準化などについて、長期的な視点をもった最適なマネジメントを実現することで、質の高い行政サービスを持続していきます。

また、環境配慮型設備機器の導入を推進していくために、補助・助成等の情報収集や活用を積極的に行います。

●ESCO 事業の推進

取組内容
【E01】ESCO 事業の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・設備の改修や更新における必要経費(建設費、金利、ESCO 事業者の経費)を省エネルギー改修で実現する光熱水費の削減分で賄う ESCO 事業の活用を検討する。

●照明設備

取組内容	年間削減効果※ (kg-CO ₂)
【F01】LED ランプの採用(屋内) <ul style="list-style-type: none"> ・既設のランプより高効率な LED ランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率の LED ランプを導入する。 	51
【算定条件】蛍光灯(40W×2)を LED ランプ(25W)に交換した場合(1 本当たり)	
【F02】LED 照明器具の採用(屋内) <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の更新、新設等の機会をとらえ、既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次 LED 照明器具を導入する。 	51
【算定条件】蛍光灯(40W×2)を LED ランプ(25W)に交換した場合(1 本当たり)	
【F03】照明点灯範囲の細分化(屋内) <ul style="list-style-type: none"> ・照明スイッチと点灯範囲の対応を確認し、不要な範囲の照明をなくすよう点灯回路の細分化を行う。 	100
【算定条件】照明スイッチを細分化し、蛍光灯の 15%を常に消灯した場合(蛍光灯 20 本のうち 3 本)	
【F04】照明用人感センサの採用(屋内) <ul style="list-style-type: none"> ・消し忘れしやすい場所には、稼働時間、照明方式等を踏まえ、人感センサ等を導入する。 	35
【算定条件】廊下の照明器具(86W)の点灯時間をセンサによって 40%削減した場合(1 本当たり)	
【F05】LED ランプの採用(屋外) <ul style="list-style-type: none"> ・既設のランプより高効率な LED ランプの採用が可能な場合は、ランプ交換の機会をとらえて順次高効率の LED ランプを導入する。 	148
【算定条件】水銀灯(250W)を LED(90W)に交換した場合(1 本当たり)	

取組内容	年間削減効果※ (kg-CO ₂)
【F06】LED 照明器具の採用(屋外) ・照明器具の更新、新設等の機会をとらえ、既設照明の点灯回路、ランプ方式、照度等を勘案し、順次 LED 照明器具を導入する。	148
【算定条件】水銀灯(250W)を LED(90W)に交換した場合(1 本当たり)	
【F07】リモコンリレーシステムと集中コントローラの導入 ・照明スイッチのスケジュール管理やこまめな制御が可能となるリモコンリレーシステムと集中コントローラの導入を図る。	—

※年間削減効果は参照資料に基づく数値となります

●空調設備

取組内容	年間削減効果※ (kg-CO ₂)
【G01】空調の冷温水配管の保温の実施 ・冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分とみられる場合には、断熱強化を図る。その際、日本工業規格 A9501 及びこれに準じる規格に規定するところにより行う。	1,939
【算定条件】100A のバルブに保温した場合	
【G02】搬送動力の負荷に応じた制御の導入(高効率モータの導入(空調用)) ・更新、新設等の機会をとらえて、稼働時間、駆動方式等を踏まえ、順次高効率モータを導入する。	922
【算定条件】モータ(15kW)を高効率モータに更新した場合	
【G03】ポンプ・ファンのインバータ制御の導入 ・インバータ制御によるエネルギー低減が大きいと見込まれる場合、ポンプ及びファンには、インバータの導入により使用する流量及び圧力に応じた可変速制御を導入する。	4,401
【算定条件】空調機器の冷温水ポンプをインバータ制御し、負荷に応じた運転を行った場合	
【G04】冷温熱源機器の高効率化(高効率冷凍機の採用) ・空調の冷温熱源器については、更新、新設等の機会をとらえて、順次高効率な熱源機器を導入する。その際、更新前の機器の容量と実際に使用している能力との比較・検討をし、適正な容量を選定する。	13,069
【算定条件】年間 800 時間運転する 300USRtの冷凍機を高効率型に変更した場合	
【G05】空調機の効率化(高効率パッケージの採用) ・更新・新設等の機会をとらえて、順次高効率な機器の導入を実施する。	2,262
【算定条件】年間冷房需要 1,500kWh、暖房需要 500kWh において、10 馬力の COP2.7 の従来機種を COP4.0 の高効率パッケージに更新した場合	
【G06】二酸化炭素(CO₂)制御の導入 ・外気取り入れ量の適正化により、搬送動力の低減と熱負荷の低減を図る。	—

取組内容	年間削減効果※ (kg-CO ₂)
【G07】空調機フィルターの低圧損化 ・空調機フィルターの圧力損失が少ないものを選定し、搬送動力の低減を図る。	—
【G08】個別空調機の集中コントローラと外部通信機能の導入 ・個別空調機設置の場合、集中コントローラの設置とあわせて省エネチューニングを可能にするために運転データを活用できるシステムの導入を図る。	—
【G09】全熱交換器の導入 ・室内への外気取り入れ系統と排気系統の間には、風量に見合った全熱交換器を設置し、外気負荷を低減する。 【算定条件】延床面積約 800 m ² のビルで全熱交換器を設置した場合	4,780

※年間削減効果は参照資料に基づく数値となります

●給湯設備

取組内容	年間削減効果※ (kg-CO ₂)
【H01】潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)等の導入 ・ガス給湯器については、更新・新設等の機会をとらえて、潜熱回収型ガス給湯器など順次高効率な機器を導入する。 【算定条件】従来型の給湯器を潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)に切替えた場合(従来効率 76%から 90%に向上)	173
【H02】ヒートポンプ式給湯器(エコキュート)等の導入 ・電気式給湯器は、更新・新設等の機会をとらえて、ヒートポンプ型給湯器など順次高効率な機器を導入する。 【算定条件】従来のボイラ式給湯器をヒートポンプ式給湯器(エコキュート)に切替えた場合(給湯器ガス使用量 150m ³)	105
【H03】給湯の温水配管の保温の実施 ・冷温水配管、継ぎ手、バルブ等の配管系の断熱性能が不十分とみられる場合には、断熱強化を図る。その際、日本工業規格 A9501 及びこれに準じる規格に規定するところにより行う。	1,911
【H04】高効率ボイラの採用(給湯用) ・ボイラの更新時及び新設時には、順次高効率な機器を採用すること。その際、更新前の機器の容量と実際の使用で発揮している能力の比較・検討をし、適正な容量を選定する。 【算定条件】高効率ボイラに改修し、ガス使用量を 5%削減した場合	1,122

※年間削減効果は参照資料に基づく数値となります

●その他の設備

取組内容	年間削減効果※ (kg-CO ₂)
【I01】事務用機器の高効率化(トッランナー機器の採用) ・パソコン、プリンター、コピー機、ファクシミリを更新・新設時には、より省エネルギー性能の高い機器を導入する。	3
【算定条件】平均消費電力 40W の OA 機器を 10%省エネタイプに更新した場合	
【I02】省エネ V ベルトの採用 ・大型空調機や、ブロワー、ファン、発電機などの駆動部の V ベルトを、省エネ V ベルトに変更する。	468
【算定条件】大型ブロワー(11kW)の V ベルトを省エネ型に変更した場合	
【I03】再生可能エネルギーの導入 ・太陽光発電施設、ソーラー照明、自然採光、自然通風、自然換気、地中熱利用等の導入を図る。	5,900
【算定条件】10kW の太陽光発電機を設置する場合	
【I04】エネルギー管理システムの導入 ・複数施設へのエネルギー管理システム(BEMS 等)の導入による一元管理、見える化を図る。 ・多機能・制御高度化した ICT ネットワーク型 BEMS を導入する。	4,520
【算定条件】延床面積 1,000 m ² 程度のビルにBEMSを導入し、消費電力を 5%削減できた場合	
【I05】節水器具・設備等の導入 ・節水コマの取り付け、自動水栓、節水型トイレの導入、水槽タンクの容量縮小、節水フラッシュバルブ等を導入する。	6
【算定条件】事業所のトイレに擬音装置を設置した場合(1人当たり)	
【I06】高効率変圧器への更新・台数集約 ・変圧器については、更新・新設等の機会をとらえて、順次高効率化するとともに、容量を見直すことで集約化を図る。	15,800
【算定条件】既存の変圧器をエネルギー消費効率の高い高効率変圧器に更新する場合	

※年間削減効果は参照資料に基づく数値となります

(8) 木材利用の推進

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針を策定するとともに、施設の大規模改修などの機会を捉えて、木材利用を推進し、二酸化炭素(CO₂)の固定化を図ります。また、備品の更新時においても木材を利用した製品を優先的に導入するよう努めます。

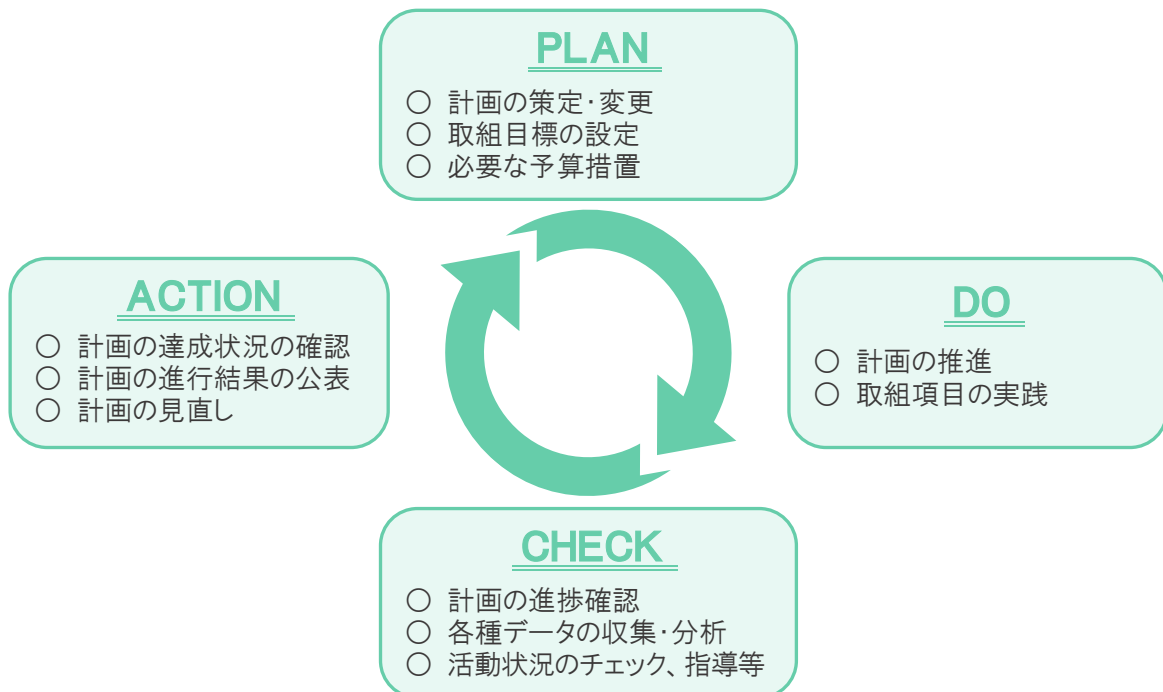
8. 計画の推進と点検・評価

(1) PDCAサイクルによる推進

計画の推進のために中央区EMSを活用し、PDCAサイクルを実施していきます。

※EMSとは環境マネジメントシステムの略称であり、組織の環境活動を推進・管理する取組のことをいいます。EMSの対象活動は環境に関する法令等を遵守することはもとより、各施設・職場における省エネルギー活動およびエネルギー管理も取組内容の一環としています。

図表 11 計画推進におけるPDCAサイクル



(2) 点検・評価

本計画の推進に向けて、取組状況や目標達成状況を確認し進捗評価を行います。

毎年度の温室効果ガス総排出量を把握するとともに、区施設の規模拡大等によらず、職員の取組成果を明確にすることを目的に、エネルギー使用量及び原単位^{※1}について算出し、取組結果の把握及び評価を行うこととします。

さらに、温室効果ガス排出量については、調整後排出係数^{※2}を用いた総排出量を算定し公表します。

※1 区施設の延床面積 1㎡当たりのエネルギー使用量

※2 1 kWh の電力を発電する際に排出される二酸化炭素 (CO₂) の量を電力の排出係数と呼ぶ。調整後排出係数は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る費用負担による調整を行うとともに、他者の排出の抑制等に寄与した量を控除した結果に基づき算出された係数である。

図表 12 進捗評価項目

	総量 (排出・使用)	原単位	
		施設、設備	自動車
温室効果ガス排出量	●	—	—
エネルギー使用量	●	●	—※

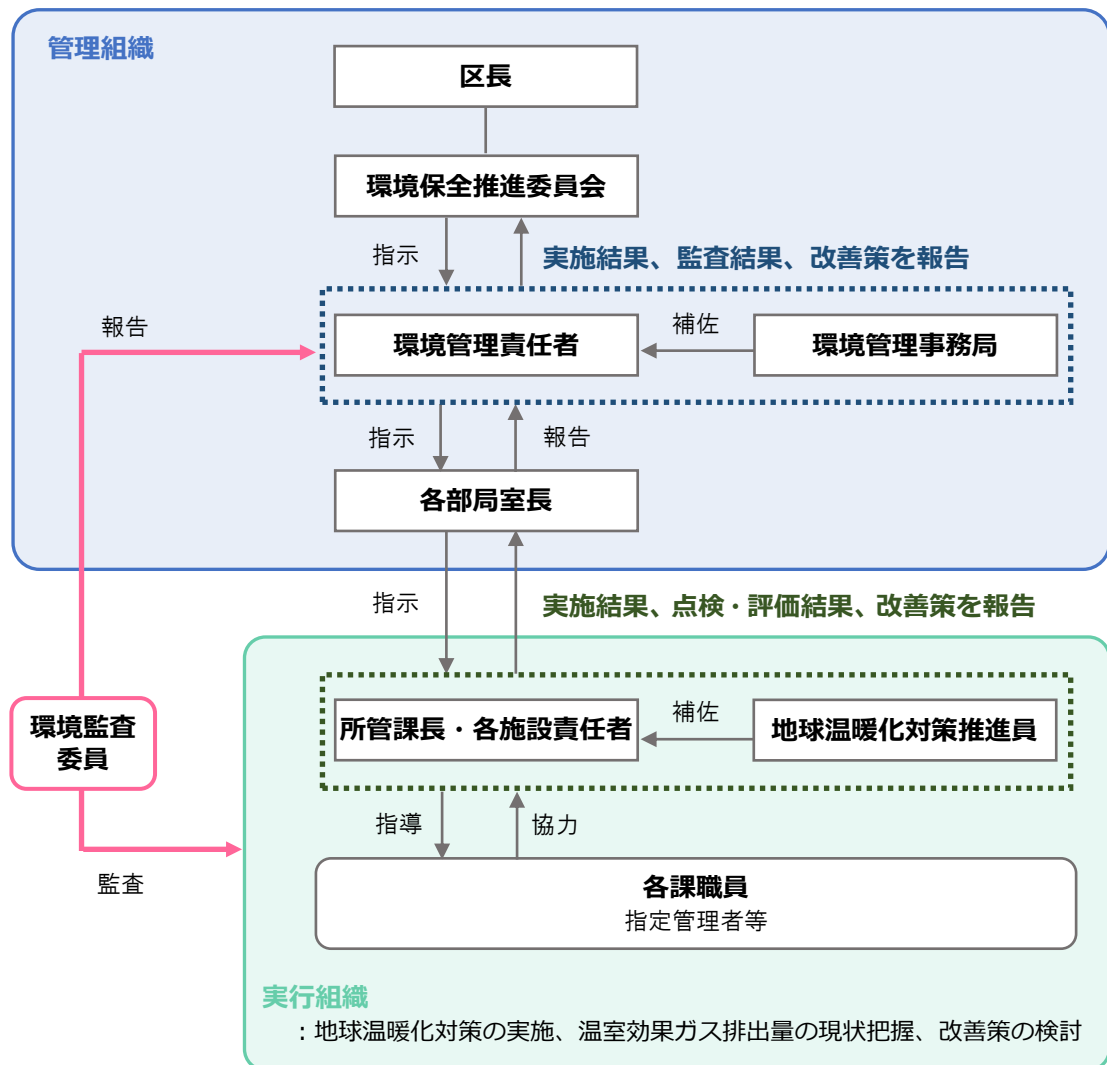
※ 自動車に関しては、エネルギー使用量によらず台数の増減によりエネルギー使用量原単位 (L/台) が左右されることから、使用量のみを進捗評価の対象とする

(3) 推進体制

中央区役所では、以下に示すような体制のもとで、本計画を推進していきます。

各施設・所管課において地球温暖化対策推進員を中心に脱炭素化の取組を推進し、毎年度のエネルギー使用量等の情報収集を通じた実態把握を行うとともに、改善策を検討し、環境管理責任者へ報告します。

図表 13 計画の推進体制



① 地球温暖化対策推進員の設置

各職場で温暖化防止の具体的な取組を推進するため、各課に地球温暖化対策推進員を設置します。地球温暖化対策推進員は、課の庶務を担当する係の長及び施設長等を充てます。

地球温暖化対策推進員は、所管課長・各施設責任者を補佐するとともに、率先して職場における地球温暖化対策の取組を推進します。

所管課長・各施設責任者、地球温暖化対策推進員は、地球温暖化対策に係る情報の周知や温室効果ガス排出状況を把握し、実施結果及び点検・評価結果に応じて改善策を検討し、環境管理責任者に報告します。

② 集計システムを通じた温室効果ガス排出量の適切な把握

温室効果ガス排出状況を適切に把握するために、地球温暖化対策推進員は、それぞれの施設・設備におけるエネルギー使用量を集計します。

大規模施設において、電力使用量（動力、照明など）は中央監視データ、都市ガスの使用量はガスメーターのデータにより把握・管理します。小規模施設においては、各種請求書データにより把握・管理します。

これら集計を定期的に行い、各施設におけるエネルギー使用実態について、集計システムによる見える化及び周知を行うことで職員間で情報の共有を図ります。

③ 職員に対する研修等

実際に現場で設備を運用し、業務を行う職員一人ひとりの環境に対する意識の向上が、本計画に掲げた目標達成の成否を握っています。

計画の実効性を高めるために、地球温暖化対策に関する研修の実施や情報の提供を図り、職員の環境に対する意識啓発を図ります。

④ 環境監査の実施

区の全ての課、施設を対象とし、活動実績や過去の監査実績の状況から被監査組織の選定を行い、中央区EMSが適切かつ継続的に実施されているか管理運営状況を確認します。監査委員は現場を確認し、監査の結果を環境監査報告書としてまとめ、提出します。

⑤ 取組結果と見直しの公表

環境管理責任者は、定期的集計したエネルギー使用量や、職員による環境配慮活動プログラムの実施結果、環境監査結果及び改善策を取りまとめ、環境保全推進委員会、区長へ報告するとともに、計画等を見直しを図ります。実績や見直し結果は広報紙およびホームページにて公表します。委員会等での意見や監査結果を踏まえ、各課において取組に反映していきます。

9. 資料

(1) 温室効果ガス排出量

1) 基準年度（平成 25（2013）年度）の排出量

①温室効果ガス総排出量

総排出量	施設、設備利用	自動車利用
30,648 t-CO ₂	30,078 t-CO ₂	570 t-CO ₂

②エネルギー種類別の使用量と温室効果ガス排出量

i. 施設、設備利用

種別	使用量	単位	排出係数	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
電力	41,437,847.1	kWh	0.525	21,754.9	72.3
都市ガス	3,124,294.5	m ³	2.23	6,967.2	23.2
液化石油ガス (LPG)	5,248.4	m ³	5.97	31.3	0.1
ガソリン	936.0	リットル	2.32	2.2	0.007
灯油	340.0	リットル	2.49	0.8	0.003
軽油	980.0	リットル	2.58	2.5	0.008
A 重油	216,040.0	リットル	2.71	585.5	1.9
地域冷暖房エネルギー	12,862,461.0	MJ	0.057	733.2	2.4
合計				30,078	100

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

ii. 自動車利用

種別	使用量	単位	排出係数	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
電力	429.2	kWh	0.525	0.2	0.04
都市ガス (CNG)	13,772.1	リットル	2.71	30.7	5.4
ガソリン	72,543.4	リットル	2.32	168.3	29.5
軽油	144,018.8	リットル	2.58	371.6	65.1
水素	0.0	リットル	—	—	—
合計				570	100

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

③温室効果ガス排出量原単位

排出量原単位	総排出量	面積
63.2 kg-CO ₂ /m ²	30,648 t-CO ₂	484.7 千 m ²

2) 計画策定時（令和4（2022）年度）の排出量

①温室効果ガス総排出量

総排出量	施設、設備利用	自動車利用
21,755 t-CO ₂	21,230 t-CO ₂	525 t-CO ₂

②エネルギー種類別の使用量と温室効果ガス排出量

i. 施設、設備利用

種別	使用量	単位	排出係数	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
電力	40,846,667.3	kWh	—	12,777.7	60.1
都市ガス	3,113,875.0	m ³	2.23	6,956.5	32.8
液化石油ガス (LPG)	5,566.5	m ³	5.97	33.2	0.2
ガソリン	637.5	リットル	2.32	1.5	0.007
灯油	580.0	リットル	2.49	1.4	0.007
軽油	540.0	リットル	2.58	1.4	0.007
A重油	195,600.0	リットル	2.71	530.1	2.5
地域冷暖房エネルギー	16,279,788.0	MJ	0.057	927.9	4.4
合計				21,230	100

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。
 ※電気事業者ごとの排出係数を用いて算出しています。

ii. 自動車利用

種別	使用量	単位	排出係数	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
電力	0.0	kWh	—	0.0	0.0
都市ガス (CNG)	415.8	リットル	2.71	0.9	0.2
ガソリン	60,734.8	リットル	2.32	140.9	26.8
軽油	148,623.4	リットル	2.58	383.4	73.0
水素	87.2	リットル	—	—	—
合計				525	100

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。
 ※電気事業者ごとの排出係数を用いて算出しています。

③温室効果ガス排出量原単位

排出量原単位	総排出量	面積
40.7 kg-CO ₂ /m ²	21,755 t-CO ₂	534.1 千m ²

3) 温室効果ガス排出量の削減状況

本計画策定時において把握可能な最新年度である令和4（2022）年度における温室効果ガス排出量は21,755t-CO₂であり、基準年度である平成25(2013)年度の30,648t-CO₂から、8,893t-CO₂を削減しました。削減割合は、基準年度の排出量に対して29%となります。

削減量の内訳としては、再生可能エネルギーの調達による効果が大きく、7,149t-CO₂を削減し、削減割合29%のうち23%を占めています。

①温室効果ガス総排出量と削減量 (t-CO₂)

	基準年度	令和4（2022）年度
温室効果ガス排出量	30,648	21,755
温室効果ガス削減量	—	8,893

②温室効果ガス削減量と削減割合の内訳 (t-CO₂)

	令和4（2022）年度	
	削減量	基準年度に対する削減割合
再エネ設備導入	24	0%
再エネ調達（購入）	7,149	23%
排出係数の改善	929	3%
省エネルギーなど	791	3%
合計	8,893	29%

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

4) 試算の算出根拠

i. 排出量算出の対象

温室効果ガス排出量の算出対象は、自動車に起因するものを含め区の事務事業に係る全活動を対象とします。

なお、場所貸し民営施設は「地球温暖化対策計画」において、協力要請の対象と示されていることから、エネルギー使用に関する情報収集を踏まえて、評価対象へ追加します。

ii. 電力の排出量算出に係る排出係数

温室効果ガス排出量の算出及び推計にあたっては、環境省より公表されている電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数のうち、各施設が契約している各電気事業者の基礎排出係数を用いています。

ただし、基準年度（平成25（2013）年度）の電力の排出係数については、東京電力エナジーパートナー（株）の基礎排出係数を用いています。

また、環境省による公表のタイミングを踏まえて、前年度実績値を使用しています。

(2) エネルギー使用量

1) 基準年度（平成 25（2013）年度）の使用量

①エネルギー使用量

総使用量	施設、設備利用	自動車利用
15,181 kL	14,961 kL	221 kL

②エネルギー種類別の使用量と原油換算

iii. 施設、設備利用

種別	使用量	単位	係数	原油換算 (kL)	構成比 (%)
電力	41,437,847.1	kWh	0.257kL/千 kWh	10,649.5	71.2
都市ガス	3,124,294.5	m ³	1.16kL/千 Nm ³	3,624.2	24.2
液化石油ガス (LPG)	5,248.4	m ³	1.31kL/t	15.0	0.1
ガソリン	936.0	リットル	0.0258kL/GJ	0.8	0.006
灯油	340.0	リットル	0.947kL/kL	0.3	0.002
軽油	980.0	リットル	0.973kL/kL	1.0	0.006
A 重油	216,040.0	リットル	1.01kL/kL	218.2	1.5
地域冷暖房エネルギー	12,862,461.0	MJ	0.0351kL/GJ	451.5	3.0
合計				14,961	100

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

iv. 自動車利用

種別	使用量	単位	係数	原油換算 (kL)	構成比 (%)
電力	429.2	kWh	0.257kL/千 kWh	0.1	0.05
都市ガス (CNG)	13,772.1	リットル	1.16kL/千 Nm ³	16.0	7.2
ガソリン	72,543.4	リットル	0.0258kL/GJ	64.8	29.4
軽油	144,018.8	リットル	0.973kL/kL	140.1	63.3
水素	0.0	リットル	—	—	—
合計				221	100

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

③エネルギー種類別の使用量と原単位

i. 施設、設備利用

種別	使用量	単位	面積	原単位	単位
電力	41,437,847.1	kWh	484.7 千 m ²	85.5	kWh/m ²
都市ガス	3,124,294.5	m ³		6.4	m ³ /m ²
液化石油ガス (LPG)	5,248.4	m ³		0.01	m ³ /m ²
ガソリン	936.0	リットル		0.002	リットル/m ²
灯油	340.0	リットル		0.001	リットル/m ²
軽油	980.0	リットル		0.002	リットル/m ²
A 重油	216,040.0	リットル		0.4	リットル/m ²
地域冷暖房エネルギー	12,862,461.0	MJ		26.5	MJ/m ²

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

<原油換算>

種別	使用量	単位	面積	原単位	単位
電力	10,649.5	kL	484.7 千 m ²	22.0	L/m ²
都市ガス	3,624.2			7.5	
液化石油ガス (LPG)	15.0			0.03	
ガソリン	0.8			0.002	
灯油	0.3			0.001	
軽油	1.0			0.002	
A 重油	218.2			0.5	
地域冷暖房エネルギー	451.5			0.9	
合計	14,961			30.9	

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

ii. 自動車利用

種別	使用量	単位	台数	原単位	単位
電力	429.2	kWh	2	214.6	kWh/台
都市ガス (CNG)	13,772.1	リットル	9	1,530.2	リットル/台
ガソリン	72,543.4	リットル	68	1,066.8	リットル/台
軽油	144,018.8	リットル	21	6,858.0	リットル/台
水素	0.0	リットル	0	0	リットル/台

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

<原油換算>

種別	使用量	単位	台数	原単位	単位
電力	0.1	kL	100	2.2	kL/台
都市ガス (CNG)	16.0				
ガソリン	64.8				
軽油	140.1				
水素	0				
合計	221				

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

2) 計画策定時（令和4（2022）年度）の排出量

①エネルギー使用量

総使用量	施設、設備利用	自動車利用
15,096 kL	14,896 kL	199 kL

②エネルギー種類別の使用量と原油換算

i. 施設、設備利用

種別	使用量	単位	係数	原油換算 (kL)	構成比 (%)
電力	40,846,667.3	kWh	0.257kL/千 kWh	10,497.6	70.5
都市ガス	3,113,875.0	m ³	1.16kL/千 Nm ³	3,612.1	24.3
液化石油ガス (LPG)	5,566.5	m ³	1.31kL/t	15.9	0.1
ガソリン	637.5	リットル	0.0258kL/GJ	0.6	0.004
灯油	580.0	リットル	0.947kL/kL	0.5	0.004
軽油	540.0	リットル	0.973kL/kL	0.5	0.004
A 重油	195,600.0	リットル	1.01kL/kL	197.6	1.3
地域冷暖房エネルギー	16,279,788.0	MJ	0.0351kL/GJ	571.4	3.8
合計				14,896	100

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

ii. 自動車利用

種別	使用量	単位	係数	原油換算 (kL)	構成比 (%)
電力	0.0	kWh	0.257kL/千 kWh	0.0	0.0
都市ガス (CNG)	415.8	リットル	1.16kL/千 Nm ³	0.5	0.0
ガソリン	60,734.8	リットル	0.0258kL/GJ	54.2	27.1
軽油	148,623.4	リットル	0.973kL/kL	144.6	72.9
水素	87.2	リットル	—	—	—
合計				199	100

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

③エネルギー種類別の使用量と原単位

i. 施設、設備利用

種別	使用量	単位	面積	原単位	単位
電力	40,846,667.3	kWh	534.1 千 m ²	76.5	kWh/m ²
都市ガス	3,113,875.0	m ³		5.8	m ³ /m ²
液化石油ガス (LPG)	5,566.5	m ³		0.01	m ³ /m ²
ガソリン	637.5	リットル		0.001	リットル/m ²
灯油	580.0	リットル		0.001	リットル/m ²
軽油	540.0	リットル		0.001	リットル/m ²
A 重油	195,600.0	リットル		0.4	リットル/m ²
地域冷暖房エネルギー	16,279,788.0	MJ		30.5	MJ/m ²

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

<原油換算>

種別	使用量	単位	面積	原単位	単位
電力	10,497.6	kL	534.1 千 m ²	19.7	L/m ²
都市ガス	3,612.1			6.8	
液化石油ガス (LPG)	15.9			0.03	
ガソリン	0.6			0.001	
灯油	0.5			0.001	
軽油	0.5			0.001	
A 重油	197.6			0.4	
地域冷暖房エネルギー	571.4			1.1	
合計	14,896		27.9		

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

ii. 自動車利用

種別	使用量	単位	台数	原単位	単位
電力	0.0	kWh	0	0.0	kWh/台
都市ガス (CNG)	415.8	リットル	2	207.9	リットル/台
ガソリン	60,734.8	リットル	65	934.4	リットル/台
軽油	148,623.4	リットル	19	7,822.3	リットル/台
水素	87.2	リットル	1	87.2	リットル/台

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

<原油換算>

種別	使用量	単位	台数	原単位	単位
電力	0.0	kL	87	2.3	kL/台
都市ガス (CNG)	0.5				
ガソリン	54.2				
軽油	144.6				
水素	—				
合計	199				

※小数点以下の算出上、合計値が一致しない場合があります。

(3) 温室効果ガス削減量の推計根拠

本計画における令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量の推計根拠は、以下の内容となります。

<推計根拠の概要>

項目	概要	推計根拠
施設の 新築・増改築、 廃止	<ul style="list-style-type: none"> 施設の新設・廃止及び稼働時間の変更等に伴う増加／減少 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の新築・増改築においては、既存建築物の原単位及び延床面積から推計 さらに、ZEB Ready 相当のエネルギー効率とみなして算出 なお、令和 12（2030）年度までに施設の廃止計画はなし
省エネルギー 活動	<ul style="list-style-type: none"> エコオフィス活動の推進 設備等の適正管理 施設改修・設備更新 	<ul style="list-style-type: none"> 目標値として、年 1.0%の削減を行うと想定し推計 建物別に実施したアンケート調査を踏まえ、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に記載の省エネルギー対策を施設毎に想定し、削減効果を検証
再生可能 エネルギー 設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー設備の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 区施設及び区有地への再生可能エネルギー設備の導入及びオフサイト PPA による区施設への供給を通じた削減効果を推計
再生可能 エネルギー 電力の調達	<ul style="list-style-type: none"> 都市間連携による再エネ電力の調達 再エネ電力プランへの切り替え 	<ul style="list-style-type: none"> 電力使用想定量のおおよそ 5割に対して、都市間連携による再エネ電力の調達、及び再エネ電力プランへ切り替えることとして推計 上記に該当しない残りの電力使用想定量は本計画改定時点で契約している小売電気事業者と継続するものと仮定し推計 なお、各電力会社による排出係数の改善に伴う削減効果は、本計画において削減量として見込まない （削減目標の推計において「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」に基づく令和 12（2030）年度の全電源平均の電力排出係数：0.25kgCO₂/kWh は使用しない）

1) 施設の新築・増改築、廃止

本計画策定から目標年度である令和 12（2030）年度までに計画されている施設の新築及び増改築に伴う温室効果ガス排出量の増加量を推計し、削減目標の検討において加味しました。

なお、増改築においては当該施設の令和 4（2022）年度の実績値を、新築においては類似建築物の原単位及び延床面積から推計を行い、ZEB Ready 相当のエネルギー効率を果たすとみなし、削減率 50%として算出を行いました。

	令和 12（2030）年度
新築等に伴う増加量	680 t-CO ₂

※新築等に伴う増加量は一の位以下を四捨五入

2) 場所貸し民営施設の追加

本計画より対象とする場所貸し民営施設における排出量について、場所貸し民営施設の面積と面積当たりの排出量原単位を用いて算出しました。

①場所貸し民営施設の面積	②施設の排出量原単位	③場所貸し民営施設の排出量（①×②）
6,840 m ²	39.8 kg-CO ₂ /m ²	270 t-CO ₂

※①、③の数値は一の位以下を四捨五入

3) 省エネルギー活動

省エネルギー活動として、事務事業におけるエコオフィス活動の推進、設備等の適正管理、施設改修・設備更新を実施することによる温室効果ガス排出量の削減量を設定しました。この時、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」の年 1%削減目標に基づき、エネルギー消費効率改善を図ることとします。

				(t-CO ₂)
①令和 4（2022）年度排出量	②新築・増改築による増加量	③場所貸し民営施設の排出量	④排出見込み量（①+②+③）	
21,755	680	270	22,710	
⑤省エネルギー活動による削減率				8%
⑥省エネルギー活動による削減見込み量（④×⑤）				1,820
⑦令和 4（2022）年度までの削減量				791
⑧省エネルギー活動による削減目標（⑥+⑦）				2,610

※①、⑦の数値は小数点以下を四捨五入、②、③、④、⑥、⑧の数値は一の位以下を四捨五入

4) 再生可能エネルギーの導入及び再エネ電力の調達

区施設へ再生可能エネルギー設備を導入し自家消費するとともに、区有地へ再生可能エネルギー設備を整備し、オフサイト PPA を通じた区施設への供給を図ります。また、都市間連携による再エネ電力の調達、及び再エネ電力プランへの切り替え等の再エネ電力の調達を行います。これらの再生可能エネルギーの活用による温室効果ガスの排出削減量を推計しました。

この時、目標年度である令和 12（2030）年度の公共施設及び事務事業における電力使用想定量の 55%に対して、再生可能エネルギーの導入及び再エネ電力の調達へ切り替えたと想定しました。

①令和 12（2030）年度の電力使用想定量	②再エネ導入・調達率	③再エネ導入・調達量 (①×②)
39,190 MWh	55%	21,550 MWh
③再エネ導入・調達量	④排出係数	⑤再エネ導入・調達による削減見込み量 (③×④)
21,550 MWh	0.327kg-CO ₂ /kWh	7,050 t-CO ₂
⑥令和 4（2022）年度までの削減量		
再エネ導入・調達	7,173 t-CO ₂	
⑦再エネ導入・調達による削減目標（⑤+⑥）		14,220 t-CO ₂

※⑥の数値は小数点以下を四捨五入、①、③、⑤、⑦の数値は一の位以下を四捨五入

<再生可能エネルギー設備の導入容量>

①再エネ導入・調達量	②電力量変換係数
21,550 MWh	1,200MWh/年/MW
③再生可能エネルギー設備の導入容量（①÷②）	17,960 kW

※①、③の数値は一の位以下を四捨五入

5) 温室効果ガスの削減量まとめ

1) ～ 3) の推計結果を踏まえ、令和 12 (2030) 年度における温室効果ガスの排出量を 13,800t-CO₂、削減率を 55%と設定します。

		(t-CO ₂)	
排出量	①平成 25 (2013) 年度排出量	30,648	
	②新築・増改築による増加量	680	
	③場所貸し民営施設の排出量	270	
削減量	④省エネルギーなど	2,610	
	⑤再エネ	設備導入	14,220
		調達	
	⑥排出係数の改善 (実績のみ)	929	
⑦令和 12 (2030) 年度排出量 (排出量－削減量)		13,800	
		45%【55%削減】	

※①、⑥の数値は小数点以下を、②、③、④、⑤の数値は一の位以下を、⑦の数値は十の位以下を四捨五入

※電力の排出係数の改善については、令和 4 (2022) 年度における削減量を掲載しています。

※削減目標の推計にあたって、令和 12 (2030) 年度時点のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量は、令和 5 (2023) 年 6 月末時点で計画している新築・増改築による増加を反映しています。本計画期間中に新たに増改築、あるいは廃止される施設が出てきた場合には、目標設定に際して、推計した排出量に変化する可能性があります。

(4) 再生可能エネルギーの活用状況 (令和6 (2024) 年3月31日時点)

① 太陽光発電

施設名	設置年度	定格発電出力[kW]	電力の活用方法	
リハポート明石等 複合施設	平成 15 (2003)	5	電気設備全般	
中央区保健所等 複合施設	平成 16 (2004)	12	電気設備全般	
中央区役所	平成 19 (2007)	10	電気設備全般	
月島第一小学校	平成 21 (2009)	1	体育館ギャラリー照明 コンセント (防災対策用)	
浜町集会施設		5	電気設備全般	
宇佐美学園	平成 22 (2010)	20	電気設備全般	
月島特別出張所等 複合施設		30	電気設備全般	
リサイクルハウス かざぐるま箱崎町	平成 23 (2011)	5	電気設備全般	
日本橋特別出張所等 複合施設		10	電気設備全般	
中央小学校	平成 24 (2012)	5	電気設備全般	
		0.085	防犯灯 (園内灯) 用*	
明石小学校		10	電気設備全般	
		0.080	外灯用*	
晴海児童館等複合施設		5	電気設備全般	
京華スクエア		20	電気設備全般	
京橋築地小学校		0.050	LED 投光器用*	
十思スクエア別館		5	電気設備全般	
明正小学校等複合施設	平成 26 (2014)	20	電気設備全般	
		0.495	防犯灯 (園内灯) 用*	
マイホームはるみ等 複合施設		10	電気設備全般	
月島第二小学校		5	電気設備全般	
久松小学校		平成 27 (2015)	1.5	電気設備全般
豊海小学校		平成 28 (2016)	15	電気設備全般
	0.110		外灯用*	
城東小学校	令和 4 (2022)	4.32	電気設備全般	

※風力発電とのハイブリッド設備

施設名	設置年度	定格発電出力[kW]	電力の活用方法
晴海西小学校 晴海西中学校	令和6 (2024) ※予定	20	電気設備全般

②風力発電

施設名	設置年度	定格発電出力[W]	電力の活用方法
中央小学校	平成24 (2012)	64	防犯灯（園内灯）用
明石小学校		1,000	外灯用
京橋築地小学校		200	LED投光器用
明正小学校等複合施設	平成26 (2014)	20×3	防犯灯（園内灯）用
豊海小学校	平成28 (2016)	145	外灯用

(5) 用語解説

オフサイトPPA

再エネ電源の所有者である発電事業者と電力の購入者(需要家等)が、事前に合意した価格及び期間における再エネ電力の売買契約を締結し、需要地ではないオフサイトに導入された再エネ電源で発電された再エネ電力を、一般の電力系統を介して当該電力の購入者へ供給する契約方式。

温室効果ガス

赤外線を吸収および再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCS)、パーフルオロカーボン類(PFCS)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」*から、植林、森林管理などによる「吸収量」*を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している

(※はどちらも「人為的なもの」)

原油換算

「エネルギー使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」に関連して、各事業者のエネルギー使用状況を把握するための指標。エネルギーの種別によらず、使用エネルギーの総量を算出するために用いる。

再エネ電力

小売り電気事業者が提供する、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーを電源としたプラン。再生可能エネルギーの導入割合が異なり、再生可能エネルギー割合が100%のプランであれば、二酸化炭素排出量実質ゼロの電気となる。

再生可能エネルギー

石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等がある。

ゼロカーボンシティ

令和 32 (2050) 年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らがまたは地方自治体として公表した地方自治体。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策に関する基本原則を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明記し、経済活動等のさまざまな活動に起因する温室効果ガスの排出抑制に向けた施策が定められている法律。

電力の排出係数

電力事業者が一定の電力をつくり出す際にどの程度の二酸化炭素を排出したかを示す係数。火力発電は化石燃料を燃やして発電するため、火力発電の利用率が高いと排出係数は高くなり、再生可能エネルギーや原子力発電の利用率が高いと排出係数は低くなる。

電力リバースオークションサービス

競り下げ方式により、再生可能エネルギー電力の最低価格を提示する販売者（小売電気事業者）を選定できる方法。一般的なオークションとは逆に、販売者である小売電気事業者は低い電力単価を入札することで落札できるため、その結果、需要家（企業、自治体）は再生可能エネルギーの電気をより低廉な価格で購入することが可能となる。

Jクレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度。

ZEB (Net Zero Energy Building)

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

